



函館市青少年研修センター

指定管理者募集要項

**函館市教育委員会
生涯学習部生涯学習文化課**

目 次

1 募集の概要	1
2 応募資格	2
3 指定管理者候補者の募集	3
4 指定管理者候補者の選定	5
5 管理に関する基準	5
6 指定管理者の業務実施および履行責任等に関する事項 (モニタリングの実施)	6
7 業務の範囲および具体的な内容	7
8 管理に関する経費等	8
9 自主事業	9
10 その他の特記事項	10
11 その他	12
12 問合先および応募先	12
○ 評価基準	13
○ リスク分担表	15
○ 別記様式（様式1～様式9）	17～27

別添 「函館市青少年研修センター管理業務処理要領」

参考 「利用実績」

函館市青少年研修センター指定管理者募集要項

1 募集の概要

市では、函館市青少年研修センター条例（以下「研修センター条例」という。）で定める函館市青少年研修センターの指定管理者を募集します。

（1）施設の概要

ア 設置目的

団体宿泊研修その他団体活動を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、市民の生涯学習活動の推進に資することを目的とする。

イ 施設概要

- ① 名称 函館市青少年研修センター（以下「研修センター」という。）
② 所在地 函館市谷地頭町5番14号
③ 建物構造 宿泊棟：木造2階建
浴室棟：鉄筋コンクリート造平屋建
研修棟および体育館：鉄骨造平屋建
④ 敷地面積 8,395.02m²
⑤ 建物延面積 2,178.48m²（1階床面積 1,870.03 m² 2階床面積 308.45 m²）
⑥ 施設の内容 下記表のとおり

※ 施設の施設の平面図は、別添「函館市青少年研修センター管理業務処理要領」（以下「管理業務処理要領」という。）を参照

区分	名称	定員	室 数	面積 (m ²)	備考（設備等）
宿泊室	洋室宿泊室	6	8	19	2段ベッド3
	洋室宿泊室	12	2	38	2段ベッド6
	和室宿泊室	20	2	58	畳部屋
	リーダー室	4	2	19	畳部屋
研修室等	大研修室	120	1	126	机38、椅子124
	中研修室	50	1	54	机25、椅子82
	小研修室	30	1	35	
	体育館		1	445	バトミントン3面等
	更衣室		2	8	男女各1 荷物棚
その他	食堂	120	1	126	調理室等 64 m ²
	ロビー		1	100	
	談話コーナー		1	14	
	メモリアルホール		1	64	
	大浴場	20	1	54	脱衣場トイレ1
	小浴場	12	1	29	脱衣場トイレ1
	指導員室		1	11	
	応接室		1	8	
	事務室		1	46	
	夜警員室		1	14	前室含

(施設・設備)

- ・調理室 51.58m², 調理休憩室等(含便所, 前室) 12.56m²
- ・設備 電気, 水道, 都市ガス

(2) 指定期間

令和7年(2025年)4月1日から令和12年(2030年)3月31日まで(5年間)

(3) 募集等スケジュール(予定)

① 募集要項の配布	令和6年5月13日(月)～7月1日(月)
② 募集説明会の開催	5月21日(火)
③ 申請の受付	5月13日(月)～7月1日(月)
④ ヒアリングの実施	7月上旬～7月下旬
⑤ 指定管理者の候補者の選定	8月中旬～10月中旬
⑥ 選定結果の通知	9月上旬～11月上旬
⑦ 仮協定の締結	11月
⑧ 指定管理者の指定および協定の締結	12月

2 応募資格

研修センターの指定管理者の応募資格は、以下のとおりです。

(1) 団体であること。

- ① 法人格の有無は問いません。
- ② 複数の団体により構成されたグループで申請する場合は、グループの代表となる団体を定め、代表団体が申請すること。また、グループの代表団体および構成団体の変更は原則認めません。

(2) 函館市内に主たる事務所を有する団体であること。

「主たる事務所」とは、法人の場合、本市においては、本社または本店としております。
・グループ申請の場合：グループを構成する団体全てが該当
・L L P(有限責任事業組合)：L L Pを構成する全ての組合員が該当

(3) 消費税の適格請求書等保存方式(以下「インボイス制度」という。)における適格請求書発行事業者としての登録を受けたまたは指定管理期間開始までに登録を受ける予定の団体であること。

ただし、使用料施設のほか、当該施設の特性上、利用者が適格請求書(以下「インボイス」という。)を必要としない消費者や免税事業者、簡易課税制度適用事業者のみに限られることが明確な場合、当該施設の業務が消費税課税取引に該当しない場合はこの限りではありません。

- ・グループ申請の場合：グループを構成する団体全てが適格請求書発行事業者としての登録を受けたまたは指定管理期間開始までに登録を受ける予定の団体であること

(4) 団体およびその代表者が、次の者に該当しないこと。(⑦の場合は役員を含む。)

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者

- ③ 市における競争入札への参加を制限されている者
- ④ 指定管理者の指定の取消しを受けた日から 5 年を経過しない者、または、指定管理者に指定することができなくなり、もしくは著しく不適当と認められる事情により、指定管理者の候補者の取消しを受けた日から 5 年を経過しない者
- ⑤ 次に掲げる者が無限責任社員、取締役、執行役、監査役、理事もしくはこれらに準ずる者、支配人または清算人である団体（イおよびウに掲げる者にあっては、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの中の 2 分の 1 以上を出資している法人を除く。）であって、指定管理者として指定することにより、市における指定管理者の業務が当該団体の業務の主要部分を占めることとなる者
 - ア 議会の議員
 - イ 市長および副市長
 - ウ 教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員
- ※ これらに準ずる者とは、法人の無限責任社員、取締役、執行役、監査役もしくは理事と同等程度の執行力と責任を当該法人に対して有している者で、「公益社団・財団法人」、「一般社団・財団法人」における評議員会の評議員も相当します。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団およびその利益となる活動を行う者
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（法人の場合は、法人の非常勤役員を含む役員ならびに支配人および営業所の代表者を含み、その他の団体の場合は、団体の代表者・理事等法人の場合と同様の責任を有する者）
- ※ ⑥および⑦については、提出された団体概要や役員名簿等に基づき、警察との連携により、必要な調査を行う場合があります。

（5）複数申請の禁止

同一団体が複数の申請をすることはできません。

また、単独で申請した団体が他のグループの構成団体として当該施設の指定管理者に申請することおよびグループとして申請した構成団体が単独で、または他のグループの構成団体として当該施設の指定管理者に申請することはできません。

なお、この場合のグループとは、指定管理者となることを目的に構成された団体とします。

3 指定管理者候補者の募集

（1）募集手続

- ① 募集要項の配布
 - ・配布期間：令和 6 年 5 月 13 日（月）から 7 月 1 日（月）まで
 - ・配布場所：函館市教育委員会生涯学習部生涯学習文化課および市ホームページ上で配布
- ② 募集説明会の開催
 - ・開催日時：令和 6 年 5 月 21 日（火）14 時 00 分から 14 時 25 分まで
 - ・開催場所：函館市役所 8 階第 1 会議室
 - ・参加人数：各団体 3 名以内
- ③ 指定管理者指定申請書類の受付
 - ・受付期間：令和 6 年 5 月 13 日（月）から 7 月 1 日（月）まで
 - ・受付方法：函館市教育委員会生涯学習部生涯学習文化課あてに提出してください

- さい。
- ・受付時間 : 持参の場合、平日の午前8時45分から午後5時30分までとします。
 - ・締め切り : 7月1日（月）午後5時30分必着分までとします。

（2）応募時の提出書類

提 出 書 類		グループ申請の場合の提出者
①	指定管理者指定申請書（別記様式1）	代表団体
②	当該施設を管理するうえで必要な資格等を証する書類	資格を有する団体
③	誓約書（別記様式2）	代表団体と構成団体
④	団体概要書（別記様式3）	代表団体と構成団体
⑤	グループ申請に係る構成団体の委任状（別記様式4）	代表団体
⑥	グループ協定書の写し（管理業務に関し、共同連帶して実施することを目的とする協定書等の写し）	代表団体
⑦	定款、寄附行為、規約、役員名簿（生年月日入り）、その他これらに類する書類	代表団体と構成団体
⑧	法人の場合、登記事項証明書 (地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体の場合、同条第12項の証明書)	代表団体と構成団体
⑨	事業計画書（別記様式5-1, 5-2）	代表団体
⑩	施設の管理に係る収支計画書（別記様式6） 別記様式6のほか、具体的な積算内訳・根拠資料について別紙で示してください（様式任意）。 このうち、人件費の積算内訳については、別記様式9にて提出すること。	代表団体
⑪	自主事業に係る収支計画書（別記様式7）	代表団体
⑫	応募団体の経営状況を証明する書類 ア 営利目的以外の団体の場合 ・令和6年度の収支予算書および事業計画書 ・令和5年度の収支計算書および事業報告書 イ 営利を目的とする法人の場合 ・令和6年度の収支予算書および事業計画書 ・直前3年の各事業年度の収支決算書および事業報告書 ・法人市民税の納税を証する書類 (市税の滞納がない旨の証明書で可) なお、これら書類がなく、新たに作成することができない特別の事情等がある場合は、団体の経営状況を説明する書類がない旨およびその理由を記載した申立書を提出してください。	代表団体と構成団体

（3）留意事項

- ① 募集締切後、提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、市が内容の訂正を求める場合は除きます。
- ② 指定管理者候補者選定委員会開催前において、市は、提出された書類を補足する他の書類等の提出を求める場合があります。
- ③ 応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- ④ 応募書類は理由のいかんを問わず返却しません。

⑤ 応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

(4) 募集に関する質問

応募資格を有しているもので、募集要項等の配布資料について質問がある場合は、質問票（別記様式8）により、持参、郵送、ファックスまたは電子メールのいずれかにより、令和6年6月17日（月）までに函館市教育委員会生涯学習部生涯学習文化課あてに提出してください。

なお、いただいた質問については、ホームページで随時回答します。

4 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

函館市教育委員会において、提出書類を精査するとともに、必要に応じヒアリングを実施します。その後、市が設置する指定管理者候補者選定委員会において、評価基準に照らし評価・採点を行い、最も適当と認められる団体を指定管理者候補者として選定します。

なお、選定委員会では、原則として全ての応募団体に対してヒアリングを実施します。

(2) 評価基準

選定における評価基準は13、14ページのとおりです。

(3) 選定結果の公表

応募があった団体の名称、評価内容などの選定結果および選定委員会会議録（概要）は、選定委員会終了後に公表します。

(4) 協定の締結

市と指定管理者候補者に選定された団体において、委託費や業務の細目的事項について定める仮協定を締結します。その後、指定管理者の指定について議会の議決があった日をもって本協定を締結するものとし、仮協定書をもって本協定の協定書となります。

5 管理に関する基準

研修センターの開館時間および休館日は以下のとおりとします。

(1) 団体宿泊研修以外による開館時間

- ・午前（午前9時から午後1時まで）
- ・午後（午後1時から午後5時まで）
- ・夜間（午後5時から午後9時まで）

(2) 休館日

月曜日、国民の祝日（その日が月曜日に当たるときは、その翌日）、12月29日から1月3日までの日。

ただし、指定管理者は、施設の管理運営上必要があるときは、函館市教育委員会の承認を得て、臨時に休館し、または休館日に開館することができます。

(3) 使用料

- ① 次期指定管理期間においては、利用料金制は導入せず、使用料は市の歳入となります。

ア 団体宿泊研修による使用的使用料

区分	使用料
児童および生徒(中学校に在学する者に限る。)ならびにこれらの者に準ずる者(指導者または引率者を含む。)	1人1泊 200円
生徒(高等学校に在学する者に限る。)および学生ならびにこれらの者に準ずる者(指導者または引率者を含む。)	1人1泊 400円
勤労青少年およびこれに準ずる者(指導者または引率者を含む。)	1人1泊 400円
その他の者	1人1泊 1,000円

備考

- 1 暖房期間(11月1日から翌年の4月30日までの期間)は、使用料の2分の1に相当する額を加算する。
- 2 事情により宿泊をしない者に係る使用料の額は、上表および前項の規定による額の2分の1に相当する額とする。

イ 団体宿泊研修以外による使用的使用料

区分	区分		
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
体育館	2,000円	2,000円	2,000円
大研修室	600円	600円	600円
中研修室	300円	300円	300円
小研修室	200円	200円	200円
和室	300円	300円	300円

備考 暖房期間(11月1日から翌年の4月30日までの期間)は、使用料の2分の1に相当する額を加算する。

② 使用料の後納

国、地方公共団体その他これらに準ずる者に使用させるとときは、使用料の後納を認める場合があります。

③ 使用料の減免

市が青少年の健全育成や生涯学習の推進上その他必要があると認めるときは、使用料を減免する場合があります。

6 指定管理者の業務実施および履行責任等に関する事項（モニタリングの実施）

(1) 事業報告書の作成および提出

指定管理者は、研修センターに関する実施状況報告書、収支決算書および経営状況を説明する書類を作成し、翌事業年度の4月末までに提出しなければなりません。

(2) 業務報告の聴取等

市は指定管理者に対し、その管理する業務および経理の状況に関し、定期的に報告を求め、業務等の実施を確認するため、実地に調査し、または必要な指示をすることができます。

(3) 利用者ニーズの把握

指定管理者は、施設におけるサービス向上のため、利用者アンケートを実施するなど、利用者ニーズを把握し、管理業務に反映させることに努めなければなりません。

(4) 管理業務の評価および公表

- ア 指定管理者は毎年度事業完了後、業務仕様書、事業計画書、協定書等に基づき自らの管理業務の自己評価を行い市に提出しなければなりません。
- イ 函館市は、(1)に規定する実施状況報告書等や前項に規定する自己評価により実績評価を行い、評価結果について公表します。

7 業務の範囲および具体的な内容

指定管理者が行う主な業務の範囲は、次のとおりですが、詳細については「別紙 管理業務処理要領」に記載しております。

(1) 研修センター条例第3条の事業の実施に関すること

- ア 青少年の団体宿泊研修、レクリエーションおよび野外活動のための研修センターの施設の提供ならびに、これらの活動に係る指導および助言に関すること。
- イ 青少年の活動に係る研修、講座等の開催および青少年教育その他の社会教育にかかるわる団体の指導者の養成に関すること。
- ウ 市民の生涯学習活動の推進のための研修センターの施設の提供に関すること。
- エ その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業
 - ※ 講座などの実施にあたり、教材費などを実費相当分として徴収することができます。
 - ※ 指定管理者の応募にあたり、事業の実施について提案していただきます。

(2) センターの施設の使用の許可および制限に関すること

施設の使用許可・不許可、使用の制限、許可の取消し など

(3) センターの維持管理に関すること

消防用設備、ボイラー設備、自家用電気工作物の保守点検、受水槽の清掃、施設内清掃、油分離槽清掃、ごみ処理、夜間警備、施設・設備の修繕 など

(4) その他教育委員会が定める業務

ア 利用者に関すること

窓口業務、利用者への案内・説明に関する業務、利用者へのサービス提供に関する業務、利用促進に関する業務 など

※ 団体宿泊研修に係る研修センターの入退所時間は、原則として午前9時から午後4時まで。

※ 施設の予約・承認・利用等の手続、方法については平等に利用させること。ただし、市内小学校の利用に配慮すること。

イ 公金収納業務の指定管理者への委託に関すること

研修センターの使用料の徴収・収納に係る業務について、別途委託契約を締結します。なお、当該業務に係る経費は、当該施設の管理に係る委託料に含みます。

ウ インボイス制度の対応に関すること

適格請求書の交付、適格返還請求書の交付、修正した適格請求書の交付、交付した適格請求書の写しの保存 など

エ 食事提供に関すること

研修センターの利用者に対して食事を提供する業務を行っていただきます。厨房設備類については無償で貸与し、業務を行ううえで必要な電気料、水道料および下水道使用料は当該施

設の管理に係る委託料に含み、燃料費（ガス料金）、消耗器材の費用は指定管理者の負担となります。

また、業務を行うにあたり、食品衛生法による営業許可を受けることが必要となります。

利用者が支払う食事料金については、適正な金額を提案していただきます。なお、食事代は、すべて食事提供者に帰属します。

（参考）令和6年度現在の食事料金（税込）

朝食600円、昼食600円、夕食850円

才 寝具類の用意・提供に関すること

研修センターの団体宿泊研修利用者に対して、次のような宿泊用寝具類を準備・設置し、提供することとします。

・掛布団、敷布団、マットレス、毛布、枕、枕カバー、インナーシーツ、掛け布団カバー

利用者が支払う洗濯料金については、適正な金額を提案していただきます。なお、洗濯代は、すべて洗濯サービス提供者に帰属します。

（参考）令和6年度現在の洗濯料金（税込）

シーツ・枕カバー 1組85円

敷き布団・掛け布団・マットレス 各1, 980円

掛け布団カバー 143円

毛布 374円

枕 330円

力 その他の業務に関すること

市に提出する書類の作成等の庶務経理業務、災害および事故発生時の緊急時の対応、利用者および住民からの意見、要望等への対応、その他必要な業務 など

8 管理に関する経費等

（1）管理に関する経費

市が設定している管理委託料の限度額は、令和7年度から、令和11年度までの5年間で、267,890千円（消費税等は10%で算定）となっております。

（経費内訳：5か年総額）

区分	金額	備考
人件費	110,270	
維持管理費	燃料費 12,305	灯油
	光熱水費 22,085	電気料、水道料、下水道料、ガス
	委託費 54,505	警備、清掃、自動扉保守点検、消防用設備保守点検、ボイラー保守点検、自家用電気工作物保守点検、塵芥収集運搬、除雪
	その他 16,180	消耗品費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、手数料、保険料、使用料および賃借料、公課費、その他
事業費	6,055	報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料等
その他諸経費	22,140	一般管理費
消費税等	24,350	10%
小計（A）	267,890	

(2) 経費の支払い

指定期間内の会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに支払います。
なお、支払時期や支払方法は協定で定めます。

(3) 会計処理

研修センターの管理に関する収入および支出は、独立の会計を設け、団体の他の会計と区別して経理してください。

(4) その他

光熱水費は、現指定管理者が令和7年3月31日分までを、次期指定管理者が令和7年4月1日分から負担することになります（支払方法については、指定管理者間で協議していただきます）。

9 自主事業

(1) 自主事業の提案

指定管理者は、管理業務以外に、研修センターの施設の用途または目的を阻害せず、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、施設の利用促進または利用者のサービス向上を目的として、管理業務以外に自己の費用と責任で自主事業を実施することができます。

提案された自主事業は、市の承認を得たうえで、実施することができます。自主事業を提案する場合には、事業計画書（別記様式5-2）にその内容を記載するとともに、自主事業に係る収支計画書（別記様式7）を提出してください。

なお、自主事業で得られる利益の全部または一部を施設の管理に係る収支計画書（別記様式6）に計上することにより、函館市が支払う管理委託料の縮減に充てることができます。

また、自動販売機については、市が公募し設置することとなりますので、指定管理者が自主事業として設置することはできません。ただし、食堂の営業のために必要と認められる場合は設置することができます。

(2) 行政財産の目的外使用

自主事業の内容によっては、市の使用許可を得たうえで、市が定める行政財産の目的外使用許可の使用料の支払いが必要となります（例：飲食、物品販売、自動販売機など）。

なお、自動販売機を設置する場合の電気料は、別途市が徴収します。

【参考】管理業務と自主事業の区分

業務または事業の性質	協定書 (処理要領・仕様)記載 有無	設置目的の範 囲内か 否か	業務内容	施設の管理 に係る収支 計画書への 記載の要否
管理業務 指定管理委託料または施設の利用者から徴収する利用料金、参加費、入场料、その他の収入を充てて実施する、指定管理者が行う業務として条例に規定された業務。	○	○	市が実施を義務付ける業務	○
			指定管理者の企画提案により実施することを義務付ける業務	
自主事業 指定管理者が、施設の用途または目的を阻害せず、かつ管理業務の実施を	×	○	施設の設置目的内の事業または業務	× (但し、自主事業で得)

妨げない範囲において、施設の利用促進または利用者のサービス向上を目的として、管理業務以外に自己の費用と責任で行う事業またはその業務。		×	行政財産の目的外使用許可による事業または業務	られた利益を計上してもよい。)
--	--	---	------------------------	-----------------

10 その他の特記事項

(1) 管理上発生する責任分担

管理業務に関するリスク分担は、15、16ページのとおりです。

応募者は、指定管理者が分担することとなるリスクを適切に考慮したうえで、事業計画の立案や委託料の積算を行う必要があるので留意願います。

(2) 関係法令等の遵守に関する事項

業務を遂行する上で、研修センター条例および同条例施行規則のほか、特に以下の法令を遵守するものとします。

なお、このほか、関係法令等がある場合は、当該法令等についても遵守するものとします。

ア 地方自治法第244条第2項および第3項

(公の施設)

第244条

2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用するなどを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用するについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

イ 個人情報の保護に関する法律第66条第1項および第2項

(安全管理措置)

第66条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

2 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

ウ 函館市情報公開条例第23条第1項および第2項

(指定管理者の情報公開)

第23条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、その保有する文書のうち自己が管理を行う同法244条第1項に規定する公の施設に関する文書の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項の公の施設に関する文書について公開請求があった場合において、当該文書を実施機関が保有していないときは、当該指定管理者に対して当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

エ 函館市行政手続条例

指定管理者は、函館市行政手続条例の「行政庁」に該当するため、使用許可等の処分は、同条例の定めに従って行うこととなります。

(3) 管理業務の委託の禁止等

管理業務を一括して第三者に委託し、または請負わせることはできません。ただし、業務の一部について、あらかじめ第三者に委託する理由を記載した申請書を提出し、市が承諾した場合は、この限りではありません。

(4) 指定の取消し等

市は、指定管理者が市の指示に従わないときや応募資格を失ったときは、指定管理者の指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部もしくは一部の停止を命じることとなります。

なお、指定管理者は、取消日の属する事業年度の委託料の10分の1に相当する額の違約金を市に支払わなければなりません。

(5) 損害賠償責任

指定管理者は、故意または過失により、市または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

この場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ、市が損害を賠償したときは、市は、指定管理者に対して求償権を有します。

(6) 保険の加入に関する事項

原則として、指定管理者に帰責性がある場合の第三者への賠償に備えるため、指定管理者において、損害賠償責任保険に加入していただきます。

ただし、市では施設での事故等に備え、次の保険に加入しております、指定管理者が当該保険の補償内容で十分と判断した場合においては、加入の必要はありません。

[市が加入する保険の補償内容]

全国市長会「市民総合賠償補償保険」

支 払 限 度 額	身体賠償	1名につき	1億円
		1事故につき	10億円
	財物賠償	1事故につき	2,000万円
	個人情報漏えいによる損害賠償		2億円
	個人情報漏えいによる対応費用	1事故1,000万円 年間3,000万円	

※指定管理者の賠償すべき額が当該保険の支払限度額を超える場合は、指定管理者の自己負担となります。また、支払限度額の範囲内であっても、事案により、指定管理者に自己負担が生じる場合もあります。

(7) 備品の管理および帰属

市が備え付ける備品は、別添「備品一覧表」のとおりです。

市が貸与している備品等が経年劣化により、管理業務実施の用に供することができなくなったとき、または新たに必要となった備品等は、必要に応じて市が購入または調達します。

指定管理者が施設利用者のサービス向上を目的に、自らの費用で購入または調達した備品等は、市と協議のうえ、管理業務の用に供することができ、当該備品等は指定管理者に帰属します。

(8) 事前準備に関する事項

指定管理者は、指定管理者の負担により、業務を円滑に行えるよう指定期間の開始日前までに準備を行い、市または前指定管理者から必要な引き継ぎを受けるものとします。

(9) 原状回復および事務引き継ぎに関する事項

指定管理者は、指定期間が満了するとき（継続して指定管理者に指定される場合を除く。）または指定を取り消されたときは、速やかに原状回復し、市に必要な資料等を引き継ぐとともに、市または新たな指定管理者と十分事務引き継ぎを行うこととなります。

11 その他

避難所の指定について

研修センターは、函館市地域防災計画に基づき指定避難所に指定されています。避難所として開設されたときは、指定管理者はこれに協力することとなります。

なお、資機材として、非常用発電機、石油ストーブ、投光器等が配備されています。

12 問合先および応募先

函館市教育委員会生涯学習部生涯学習文化課

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

電話：0138-21-3444

FAX：0138-27-7217

E-mail：syougaibunka@city.hakodate.hokkaido.jp

評価基準

評価項目	配点
1 施設設置の目的が達成できるか	40
<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的に合致した方針か ・施設の管理業務について十分理解しているか ・施設の保守管理、衛生管理は適正に行われるか ・管理業務に関連する法令等について理解し、遵守が見込まれるか ・経理処理は適正になされるか ・市への必要な報告や市の実地調査、市からの指示に適正に対応できるか ・市からの委託事業は、効果的な内容で提案しているか ・施設管理に必要な人員を確保しているか（資格者を含む） ・管理責任者および管理・監督体制は明確になっているか 	
2 市民の平等利用が確保され、市民サービスの向上が図られるか	40
<ul style="list-style-type: none"> ・市民の平等利用についてどのような考え方があるか ・障害者等への対応は十分に図られるか ・利用者に向けた新たなサービスの提供が図られるか ・具体性をもった利用促進策を考えているか ・サービス向上の独自への取り組みはあるか ・積極的な情報発信を行おうとしているか ・利用者の意見要望などを運営に反映させる工夫がなされるか ・定期的な自己評価を行うか ・苦情処理の体制は明確になっているか ・職員の育成・資質向上について、どのような考え方があるか ・管理技術の向上のために必要な措置を講じるか 	
3 収支計画は、管理運営上支障のない内容となっているか	30
<ul style="list-style-type: none"> ・管理経費削減のための工夫を行っているか ・妥当な根拠に基づいて積算しているか ・過度・過小な積算をしていないか ・必要な経費は全て計上されているか ・当該管理業務に対する経営努力があるか 	
4 事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか	30
<ul style="list-style-type: none"> ・受託への意欲・熱意が感じられるか ・指定管理者制度の趣旨を理解しているか ・安定した管理体制を提供できる財政基盤はあるか ・類似した施設管理の運営実績はあるか ・団体の安定性・継続性はあるか ・団体運営における法令等を遵守しているか ・役割分担など確実性・妥当性があるか（グループ申請の場合） 	
5 緊急時対応などが確立されているか	20
<ul style="list-style-type: none"> ・災害等緊急時に対する方針、体制が確立されているか ・事故防止に向けた取り組みを行っているか ・管理運営上発生する損害等のリスクに対し備えは十分か ・災害等緊急時のマニュアルは作成しているか ・利用者の安全管理体制や対策は十分か 	

6 個人情報保護の適正な管理が図られるか	1 0
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の個人情報について、どのような保護措置を講じるか（個人情報を扱う施設） ・個人情報の保護について十分に理解しているか（団体運営における考え方を含む） 	
7 雇用の安定と雇用環境の向上が図られるか	4 0
<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の給与が高い水準にあるか ・従業員の社会保険の加入等は適当か ・労働契約の締結や労働条件の明示などは、適正に行われるか ・労働条件（労働時間、健康管理、労災保険、雇用保険等）はどうなっているか ・指定期間満了後における従業員の雇用について、どのような考え方か ・（団体において）就業規則などは整備されているか ・（団体において）正規雇用者の雇用に積極的か ・（団体において）正規雇用・非正規雇用の構成はどうなっているか 	
8 環境に配慮した経営を行っているか	1 0
<ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001を取得しているか ・環境に配慮した経営について、独自の考え方はあるか ・環境配慮の活動（取組）実績はあるか 	
9 障害者の雇用など、福祉対策に取り組んだ経営を行っているか	1 0
<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者等の雇用に積極的か ・男女共同参画の取り組みを図っているか ・福祉活動の実績はあるか 	
10 地域活動との関わりや地域に対する貢献が図られるか	2 0
<ul style="list-style-type: none"> ・どのような地域活動の実績があるか ・施設が設置されている地域とどのように関わっていくのか ・施設が設置されている地域へどのような貢献が図られるか ・施設が設置されている地域との連携は図られるか 	
11 個別項目	5 0
<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な自主事業の提案であるか ・適切な収納管理体制が図られるか ・第3者に委託する場合の業者選定、指導・監督体制は確立されているか ・申請受付・許可業務が適正に行われるか ・施設の日常的清掃体制は十分であるか ・適切な食事提供体制が図られるか ・食事提供業務に対する衛生管理、安全管理は十分であるか ・ボランティア育成事業、養成講座の開催、ボランティアの積極的な受入等、活動の場を提供しているか。 ・事業の受講料など、参加費の設定は妥当であるか ・事業の実施に当たり、協力団体、関係団体との協力、連携は図られるか ・類似施設との連携、協力体制は十分か ・団体独自のノウハウを発揮できるものはあるか 	
12 提案金額の比較について ※応募団体が1団体のみの場合は削除	2 0 0
<ul style="list-style-type: none"> ・最低提案金額／提案金額×200点 	
合	計
	5 0 0 (応募団体が1団体の場合)
	(3 0 0)

リスク分担表

項目		内 容	負担者	
			市	指定管理者
書類関連リスク	作成書類の誤り	要領等市が作成した書類に関するもの	<input type="radio"/>	
		申請書等指定管理者が作成した書類に関するもの		<input type="radio"/>
制度関連リスク	法令の変更	管理業務に直接関係する法令の制定、改正等によるもの	<input type="radio"/>	
		上記以外の一般的な法令の制定、改正等によるもの		<input type="radio"/>
	税制の変更	管理業務に直接影響を及ぼす新税の創設、税制改正等によるもの	<input type="radio"/>	
		上記以外の一般的な新税の創設、税制改正等によるもの		<input type="radio"/>
維持管理リスク	金利の変動	金利の変動によるもの		<input type="radio"/>
	物価の変動	物価の変動によるもの		<input type="radio"/>
	備品の損傷	経年劣化によるもの	購入	<input type="radio"/>
			1件当たり20万円未満の修繕	<input type="radio"/>
			1件当たり20万円以上の修繕	<input type="radio"/>
		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	購入	<input type="radio"/>
			1件当たり20万円未満の修繕	<input type="radio"/>
			1件当たり20万円以上の修繕	<input type="radio"/>
		管理上の瑕疵によるもの		<input type="radio"/>
	施設、設備等の損傷	経年劣化によるもの	1件当たり20万円未満の修繕 または購入等	<input type="radio"/>
			1件当たり20万円以上の修繕 または購入等	<input type="radio"/>
		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	1件当たり20万円未満の修繕 または購入等	<input type="radio"/>
			1件当たり20万円以上の修繕 または購入等	<input type="radio"/>
		管理上の瑕疵によるもの		<input type="radio"/>
	展示物、資料等の損傷	施設の構造上の瑕疵によるもの		<input type="radio"/>
		指定管理者の責めに帰すべき理由によるもの		<input type="radio"/>
		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	1件当たり20万円未満の修繕 または購入等	<input type="radio"/>
			1件当たり20万円以上の修繕 または購入等	<input type="radio"/>
	政治的・行政的理由による事業の変更	政治的・行政的理由から、業務の全部もしくは一部を中止し、または業務内容を変更したことによるもの	<input type="radio"/>	
	業務不履行	指定管理者による管理業務および協定内容の不履行		<input type="radio"/>

項目		内 容	負担者	
			市	指定管理者
維持管理リスク	運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休館等によるもの		○
		施設もしくは機器の不備または施設改修による臨時休館等によるもの	○	
		指定管理者の提案による自主事業運営によるもの		○
	セキュリティー	指定管理者の警備不備によるもの		○
		上記以外のもの	○	
	社会リスク	指定管理者の責めに帰すべき理由によるもの		○
		上記以外のもの	○	
		地域との協調に関するもの		○
		施設設置、管理業務内容等に対する施設利用者等からの反対、訴訟、要望等に関するもの	○	
不可抗力リスク	不可抗力(暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、火災、暴動等市または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象をいう。以下同じ。)に伴う施設等の復旧	不可抗力に伴う施設、設備等の復旧に関するもの		○
	不可抗力に伴う事業の中止	不可抗力に伴い、業務の全部もしくは一部を中止したことによるもの	協議事項	
	指定の終了等	指定管理者の指定期間が終了した場合または指定を取り消した場合の撤収に関するもの		○

(別記様式1)

函館市指定管理者指定申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者	所在地または代表者の住所 名称 代表者の氏名 電話
	— —

(公の施設の名称) の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

添付書類

- 1 申請の資格を有していることを証する書類
- 2 定款, 寄附行為, 規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体にあっては、同条第12項の証明書）
- 4 事業計画書
- 5 施設の管理に係る収支計画書
- 6 この申請をする日の属する事業年度の収支予算書および事業計画書ならびに前事業年度の収支計算書および事業報告書
- 7 営利を目的とする法人にあっては、この申請をする日の属する事業年度の収支予算書および事業計画書ならびに直前3年の各事業年度の収支決算書および事業報告書ならびに法人市民税の納税を証する書類
- 8 その他市長が必要と認める書類

誓 約 書

申請者およびその代表者（7においては役員を含む。）が、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 法律行為を行う能力を有しない者
- 2 破産者で復権を得ない者
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、市における競争入札への参加を制限されている者
- 4 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けてから5年を経過しない者、または、指定管理者に指定することが不可能となり、若しくは著しく不適当と認められる事情により、指定管理者の候補者の取消しを受けてから5年を経過しない者
- 5 次に掲げる者が無限責任社員、取締役、執行役、監査役、理事もしくはこれらに準ずる者、支配人または清算人である団体（②および③に掲げる者にあっては、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものとの2分の1以上を出資している法人を除く。）であって、指定管理者として指定することにより、市における指定管理者の業務が当該団体の業務の主要部分を占めることとなる者
 - ① 議会の議員
 - ② 市長および副市長
 - ③ 法第180条の5の規定により市に設置されている委員会の委員および委員
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団およびその利益となる活動を行う者
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

年 月 日

所在地または代表者の住所
申請者 名称
代表者の氏名
電話 — —

(別記様式3)

団体概要書

項目	内容		
団体の名称			
代表者の職・氏名			
所在地			
設立年月日			
資本金	令和 年 月 日現在	千円	
従業者数	令和 年 月 日現在	正社員	人
		非正社員	人
主たる業務内容			
類似施設の管理に関する過去の業務実績			
連絡先	連絡責任者の職・氏名 :		
	電話番号 :	FAX番号 :	
	E-mail :		

※ 記入欄が足りない場合は、様式に準じて追加してください。

(別記様式4)

グループ申請に係る構成団体の委任状

年 月 日

函館市長 様

構成団体 所在地または代表者の住所
名称
代表者の氏名
電話 — —

構成団体 所在地または代表者の住所
名称
代表者の氏名
電話 — —

構成団体 所在地または代表者の住所
名称
代表者の氏名
電話 — —

私達は、下記の団体をグループの代表団体として、函館市青少年研修センターに係る指定管理者の指定の申請に関する一切の権限を委任します。

代表団体 所在地または代表者の住所
名称
代表者の氏名

※ 構成団体の記載欄が足りない場合は、適宜追加してください。

事 業 計 画 書

団体の名称

I 施設の管理に係る基本方針

1 施設設置の目的が達成できるか

2 市民の平等利用が確保され、市民サービスの向上が図られるか

3 収支計画は、管理運営上支障のない内容となっているか

4 事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか

5 緊急時対応などが確立されているか

6 個人情報保護の適正な管理が図られるか

7 雇用の安定と雇用環境の向上が図られるか

8 環境に配慮した経営を行っているか

9 障害者の雇用など、福祉対策に取り組んだ経営を行っているか

10 地域活動との関わりや地域に対する貢献が図られるか

11 個別項目（施設の特性に応じ設定）

※評価の基準となるため、具体的な考え方や取組み方針を、詳細に記載してください。

事 業 計 画 書

団体の名称 _____

II 指定期間内の年度ごとの業務計画（ 年度分）

1 業務の実施計画

- ※ 業務処理要領(業務仕様書)に記載する内容以上の業務を実施する場合を具体的に明示してください。
- (例)
- ・年間スケジュール
 - ・施設の維持管理に関する業務
 - ・施設の使用許可等に関する業務
 - ・委託事業に関する業務
　　講習会, 教室, イベント, 展示など
　　具体的な教室名, 回数, 事業内容, 期待される効果
 - ・その他, 市または指定管理者が必要と認める業務
 - ・指定管理者から第三者への委託に関する業務
 - ・個人情報の保護について

2 人員体制図

- ・組織体系図
- ・人員配置数, 職制, 職種, 業務分担
- ・勤務ローテーション
- ・従業員の労働条件, 就業規則, 従業員への教育

3 苦情処理, 緊急時等の対応体制図

4 自主事業の提案・実施計画

5 その他（必要に応じて項目を設ける）

※ 各事業年度ごとに作成してください。

施設の管理に係る収支計画書（年度分
団体の名称

1 収 入

科 目	内 訳	予算額 (円)	備 考
(例)			
管理委託料			
自主事業利益			
その他の収入			
合 計 (A)			

2 支 出

科 目	内 訳	予算額 (円)	備 考
(例)			
人件費			
維持管理費			
・燃料費			
・電気, ガス			
・上下水道料			
・清掃, 警備料等			
・修繕費			
・その他			
事務費			
・消耗品費			
・通信運搬費			
・その他			
事業費			
租税公課			
・消費税	(申告納税相当額を計上してください)		
その他の 合 計 (B)			

差 (A - B)		
-----------	--	--

備 考

- 1 指定管理期間内の年度ごとおよび合計の収支計画書を提出してください。
- 2 収支は税込みで記入し、具体的な積算の内訳・根拠を別紙(様式任意)で示してください。
(※人件費の内訳については、別途指定する様式により提出してください。)
- 3 人件費など不課税支出に対する消費税相当額(申告納税相当額)については、租税公課に「消費税」として計上してください。
- 4 消費税の免税および簡易課税の対象事業者は、その旨を備考欄に記入してください。

自主事業に係る収支計画書（ 年度分）

団体の名称

1 収 入

科 目	内 訳	予算額 (円)	備 考
販売収入等			
その他の収入			
合 計 (A)			

2 支 出

科 目	内 訳	予算額 (円)	備 考
(例)			
人件費			
維持管理費			
・燃料費			
・電気、水道料			
・清掃、警備料			
・維持補修費			
・その他			
事務費			
・消耗品費			
・備品購入費			
・通信運搬費			
・その他			
事業費			
その他			
合 計			

差 (A - B)		
-----------	--	--

備 考

- 1 指定管理期間内の年度ごとおよび合計の収支計画書を提出してください。
- 2 収支は税込みで記入し、具体的な積算の内訳・根拠を別紙（様式任意）で示してください。

質問票

公の施設の名称　函館市青少年研修センター
団体の名称

提出年月日　　年　　月　　日

連絡責任者の職・氏名：	
電話番号：	FAX番号：
E-mail：	

質問事項	
------	--

※項目欄は、募集要項等のどの部分についての質問かわかるよう該当する箇所を記載してください。(例：募集要項 ○ページ 施設の概要について など)

収支計画書補足資料：人件費の積算内訳(詳細)について

施設名		担当者名	
申請団体名		電話番号	

1枚目

No.	職名	(2)				(3)				(4)	(5)		(6)	(7)	(8)		(9)
		人件費 積算額 の 内 訳 ※収支計画書に記載した額(年額)				左記内訳のうち、①の積算根拠				所定 労働日数	所定労働時間		時間単価①	時間単価②	雇用形態		指定管理業務以外の業務へ従事させる予定
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
1				0						0							
2				0						0							
3				0						0							
4				0						0							
5				0						0							
6				0						0							
7				0						0							
8				0						0							
9				0						0							
10				0						0							
【計】		0	0	0	0					0							

(10)	①に含まれる基準内手当の名称	
------	----------------	--